

【保健課からのお知らせ①】 ● ○国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ○ ●

70歳以上の方の高額療養費の見直しについて

70歳以上の方の国民健康保険・後期高齢者医療の高額療養費制度（自己負担限度額）が8月から次のとおり見直しされます。

区分		1か月の自己負担限度額（※1）		
		平成30年7月まで	平成30年8月から	
現役並み所得者	現役Ⅲ	外来：57,600円	(医療費総額-842,000円) × 1% + 252,600円（※2）	
	現役Ⅱ	入院： (医療費総額-267,000円) × 1% + 80,100円	(医療費総額-558,000円) × 1% + 167,400円（※2）	
	現役Ⅰ		(医療費総額-267,000円) × 1% + 80,100円（※2）	
一般	外来（個人単位）	14,000円	18,000円（※3）	
	入院（世帯単位）	57,600円	同左	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	外来（個人単位）	8,000円	
		入院（世帯単位）	24,600円	
	区分Ⅰ	外来（個人単位）	8,000円	同左
		入院（世帯単位）	15,000円	同左

（※1）：月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより後期高齢者医療に加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が2分の1に調整されます。

（※2）：多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は、現役Ⅲが140,100円、現役Ⅱが93,000円、現役Ⅰと一般が44,400円です。

（※3）：1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を年金天引きで納付されている方へ

国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を年金から天引きで支払われている方（特別徴収といいます）は、ご希望により納付方法を口座振替に変更することができます。

金融機関からの振替納付を希望の方は、次の書類を持参して保健課 医療係窓口へ届出ください。

《届出に必要なもの》

- ①金融機関の預貯金通帳（町内にある金融機関とその本支店）
- ②通帳届出印（銀行印）
- ③窓口いらした方の印かん（シャチハタ印は使用できません）
- ④健康保険証

※ゆうちょ銀行（郵便局）をご希望の方は、保健課 医療係窓口へ届出後、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口で口座振替の依頼申請が必要となります。

納付方法	支払回数	納付日
年金天引きにより納付する場合	6回（年金支給月）	年金支給日
口座振替により納付する場合	8回（7月から翌年2月）	25日（土日、祝日の場合翌日）

※納付方法による合計金額の変更はありません。

今年度75歳になる方へのお知らせ

75歳になると、現在の健康保険の資格を喪失し、後期高齢者医療の資格を新たに取得することとなります。誕生日までに役場から後期高齢者医療の保険証を送付します。

保険の切り替えにとまなない、これまで国民健康保険税が年金天引きとなっていた方についても、75歳到達年度については、月割計算で普通徴収（納付書または口座振替）にて納付することとなっていますので、納め忘れとなっていないか再度ご確認ください。

【保健課からのお知らせ②】 **医療費助成のお知らせ**

●医療費受給者証の切り替えをお願いします

重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等の各医療費助成の受給者証の記載事項が変更となったため、7月末に新しい受給者証を送付しています。8月からは新しい受給者証を使用してください。

●受給者証が北海道内のすべての医療機関で使用できます

乳幼児等医療費受給者証（乳幼児から中学卒業までの子ども）については、これまで北後志の医療機関のほか、小樽市・札幌市の一部に限り使用でき、それ以外の医療機関を利用した場合は役場にて差額を申請いただいていたが、8月診療分からは北海道内のすべての医療機関で受給者証が使用できるようになりました。

なお、重度心身障がい者、ひとり親家庭等受給者証については、以前より道内すべての医療機関で使用できるため、使用方法に変更はありません。

受給者証を提示し忘れた場合や道外で受診された場合は、これまでと同様、役場にて申請してください。

申請・問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121